

高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更に係る必要書類一覧

※必要書類は全て1部ご提出ください。

（令和7年9月更新）

番 号	必要書類	事 案			備 考
		除外	編入	軽微変更	
1	・変更申出書 ・隣地所有者等承諾書 ・地区土木委員意見書	○	○ (注)	○	・別添の申出書様式に記入してください。 【隣地所有者等承諾書】隣地が非農地の場合は不要です。 【地区土木委員意見書】土木委員の氏名・連絡先は、農地基盤整備課（電話088-823-9460）へお問い合わせください。 (注)「編入」については、隣地所有者等承諾書及び地区土木委員意見書は不要です。
2	位置図	○	○	○	・当該地の位置がわかるもの (地図等に該当箇所が分かるよう印を付けてください。)
3	登記簿及び公図	○	○	○	・原本でなく写しで可。 (登記簿でなくインターネットで取得した登記情報、公図でも可) ※計画変更後に農地法第4条又は第5条の申請を伴う変更について ・未相続の土地については、申請者が相続予定者であること、また相続予定者の現住所が確認出来る書類を添付してください。 (相続関係図、戸籍謄本、住民票等) ・所有権以外の権利（農地法第3条第1項に規定する権利）を有するものがある場合は、権利者の同意書を添付してください。 ・抵当権等が抹消されていない土地については、抹消予定の場合は抹消にかかる抵当権者の同意書、もしくは抹消できない場合は申請者からの申立書を添付してください。
4	事業計画書	○	－	△	別紙様式第9号に記入してください。 ・計画変更後に農地法第4条又は第5条の申請を行わないものは省略可。 ・「6. 周辺の農地に対する被害防除計画」「7. 転用にかかる費用の明細及び資金計画」及び「8. 他法令の許認可状況」の内容については省略可。 ・携帯電話無線基地局については、高知県への事前説明時の資料の写しをもって事業計画書に代えることが出来ます。
5	土地利用計画図 (平面図)	○	－	○	・計画変更後に農地法第4条又は第5条の申請を行わないものは省略可。 ・土地利用の詳細について漏れなく記載してください。 (駐車場の寸法や進入路、宅地の庭の用途、隣地との緩衝スペース等) ・携帯電話無線基地局については、高知県への事前説明時の資料の写しをもって土地利用計画図に代えることが出来ます。
6	地積測量図及び求積表 (位置特定図)	△	△	△	・一筆のうち一部について、農地法第5条第1項に係る転用を行う場合は、登記可能な地積測量図及び求積表が必要です。 (ただし、使用貸借権の設定の場合は位置特定図及び求積表で可) ・一筆のうち一部について農地法第4条第1項に係る転用を行う場合、及び一部を軽微変更する場合、又は一部を編入する場合は、位置特定図及び求積表を提出してください。 ・全筆（除外・編入・軽微変更）の場合は提出不要です。

○ 添付必須

△ 場合により省略可

－ 添付不要